

第3号議案関係

地方税法等の改正に伴う市税条例の一部改正について

税目	主な改正項目	改正案の内容
固定資産税	1 バリアフリー改修に係る減額を受ける場合に行う申告規定の追加 (市税条例附則 第13条の5)	<p>バリアフリー改修に係る減額措置の創設に伴い、その減額を受ける場合に、次のとおり申告を行うよう規定を追加</p> <p>① 納税義務者の住民票の写し、工事明細書等を添付 ② 改修工事完了後3か月以内に区役所へ申告</p> <p>【参考】バリアフリー改修した場合の減額措置の概要</p> <p style="text-align: center;">次のいずれかの方が居住する住宅</p> <p>① 65歳以上の方 ② 要介護認定又は要支援認定を受けている方 ③ 障害者 [平成19年1月1日に存在しているもの(賃貸住宅を除く)]</p> <p style="text-align: center;">自己負担額が30万円以上の次の工事を行った場合</p> <p>①廊下の拡幅 ②階段の勾配の緩和 ③浴室の改良 ④便所の改良 ⑤手すりの取付け ⑥床の段差の解消 ⑦引き戸への取替え ⑧床表面の滑り止め化</p> <p style="text-align: center;">【平成19年4月1日～平成22年3月31日までの工事】</p> <p style="text-align: center;">翌年度の家屋に対する固定資産税(100㎡相当分までの) 1/3を減額</p> <p>【適用】 平成20年度課税分から減額措置適用</p>
	法人市民税	2 信託法の改正に伴う規定の整備 (市税条例 第21条 第22条 第22条の2 第29条の4の2)

※ その他条文の整備を行います。